

江東区議会汚職防止対策等検討会記録

1 日 時 令和4年9月21日(水)
午前9時59分 開会 午前10時29分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席者

(1) 議 員 () は欠席

◎ 山 本 香代子 (議長)	○ 石 川 邦 夫 (副議長)
さんのへ あや	二 瓶 文 隆
甚 野 ゆずる	小 嶋 和 芳
若 林 しげる	大 嵩 崎 かおり

(2) 事務局職員

事 務 局 長 原 俊 二	事 務 局 次 長 栗 原 真 一 郎
庶 務 係 長 羽 鳥 誠	議 事 係 長 岩 瀬 規 恵
調 査 係 長 若 林 克 彦	庶 務 係 員 上 田 紗 代
議 事 係 員 志 津 友 樹	

4 議 題 等

(1) 協議事項

- | | |
|----------------------------|---|
| ① 報酬条例の見直し(案)(概要)について…………… | 1 |
| ② その他…………… | 7 |

5 会議内容

別紙のとおり

6 提出資料等

なし

午前9時59分 開会

◎開会の宣告

○山本香代子会長 おはようございます。ただいまから、第2回目の汚職防止対策等検討会を開会いたします。

◎協議事項1 報酬条例の見直し(案)(概要)について

○山本香代子会長 では、早速、議題に入ります。

協議事項1、「報酬条例の見直し(案)(概要)について」を議題といたします。

前回の本検討会で報酬条例の一部改正案をお示しし、質疑を通して改正案の理解を深めていただきました。皆様、持ち帰って御検討いただくことになっておりましたが、いかがでしょうか。

○若林しげる議員 おはようございます。自民党で話し合いをした結果、この内容でおおむねいいだろうということで、進めていただきたいということです。

ただ1点、少し気になっているのが、前回の資料1の最初の改正の目的のところ、「会議等を長期欠席した場合及び逮捕・拘留・その他身体を拘束する処分」というところに、刑事事件である場合、起訴ということをごここに明記したほうが分かりやすいのではないかと考えることができますので、その辺、どうなのかということを考えております。

そのところで、前回は議題の中で話し合われた1の④のところの適用を除外する事項のところ、疾病(要診断書)というところで、もう少し明確にさせていただければいいのかと考えております。

以上です。

○事務局次長 すいません、1点目の起訴の表示のものでございますが、今回の条例については、いわゆる身体を拘束されていて、実質議員活動ができない状況であるという期間、いわゆる逮捕時というか、そういった期間を基に設定させていただいておりまして、その後、有罪か無罪かによって、その期間の報酬を支払うか支払わないかの判断になるといったところですので、起訴というタイミングというか、その基準によって何か判断するというのが、今回の条例ですと、起訴はそういった判断基準

としての部分ではないのかなと思っていますが、そこは持ち帰り、事務局のほうでも確認はさせていただきたいなと思っています。

2点目の疾病（要診断書）の部分につきましては、これもなかなか、せんだって開会された検討会の中でもいろいろと御協議いただきましたが、この疾病の内容だとい、この疾病の内容だと悪いと、限定的に決めるというのはなかなか難しいかなと思っています。そういった部分、診断内容等も含めて、本来であれば、診断書が出てきて、これは明らかにおかしいだろうというところの判断というのは、なかなかそうすると恣意的な部分も出てきてしまうので難しいかなとは思いますが、最終的に、要は総合的なその方の状況だとか、そういった部分も含めて最終的には御判断していただく形になろうかと思っていますので、そこをきめ細かく除外規定を設けるのは、事務局としては、今のタイミングだとなかなか難しいかなとは考えてございます。

以上でございます。

○大嵩崎かおり議員 今の起訴というのを入れたほうがいいんじゃないかという話なんですけども、起訴されたとしても保釈される場合もあるので、そこは、起訴イコール報酬停止とはならないんじゃないかなと思います。

今、事務局次長から説明があったように、何らかの理由で議会に出てこれない、議員活動ができない状況ということなので、起訴されていても、裁判中であつたとしても議員活動は継続できるわけですので、それはちょっと、起訴イコール報酬停止にはならないのかなと思います。

お聞きしたいのは、「その他身体を拘束する処分」というのは、具体的にどういったことが想定されるのか、そこを再度確認したいと思います。

それから、疾病のところは、本当になかなか難しいなと思うので、そのときの状況で判断するしかないかなと思っていますので、おおむねというか、私たちとしてはこの条例の内容でいいと判断しています。「その他身体を拘束する処分」というのはどういった状況が想定されるのかだけお答えください。

○事務局次長 基本的には、逮捕・拘留がやはり処分の受ける対象になるかなと思っていますけれども、補足として、身体を拘束する処分について、具体的にこれとこの処分ですというのは、今、私の中でお伝えすることはなかなか難しいんですけども、

そういった身体を拘束するような、そういう処分が行われた場合には、それは議会活動が難しい状況であるといったことも含めて、それらについても支給停止の要件に含めたというところでございます。

以上でございます。

○小嶋和芳議員 会派といたしましては、概要について了承いたします。

ただ、支給停止とか、また、条例には入れ込めないと思いますけども、返還を求めるとか、そういう対応も必要ではないかという意見もございましたので、一応申し添えておきます。

概要については、了承です。

○甚野ゆずる議員 私たちの会派といたしましても、疑問点を幾つか確認をさせていただいた上で了承させていただきたいと思っていますので、少し質問、確認をしておきたいと思うのは、前回もお聞きしたんですけれども、前回の資料1、概要で言うところの1と2が同じ期間に重なった場合なんですけども、いろいろなケースをあまり想定し過ぎても確定できないだろうとは思いますが、一応確認しておきたいのは、1と2が重なった場合なんです。

つまり、例えばですけれども、現在、逮捕・拘留されているとして、3定の途中で、定例会の途中でそれは終わりましたと、保釈されるというんでしょうか、つまり身体を拘束する処分が解けましたと。そうすると、2の支給停止要件は解除されるんだと思うんです。それが定例会の途中だとすると、その後、議会として、例えば本会議があったりとか、委員会があったりとかあり得ると思うんですよね。

ここを診断書とかが出て、これは仕方がないねと議長が御判断されて認めたというケースだと仕方がないと思うんですけども、その後の保釈後、身体を拘束する処分が解けた後に、正当な理由なく本会議等を欠席した場合の扱いについては確認しておきたいと思います。

○事務局次長 改めてバッティングというか、期間が重なった場合の取扱いについて、御説明いたします。

今の例で申し上げますと、例えば、定例会の初日の本会議のときには身柄を拘束されている状況だったと。本会議が終わって、例えば次の常任・特別委員会の前に拘束

が解かれたといった場合ですが、その場合には、もちろん次の常任・特別委員会と本会議は基本的に御出席いただく必要があるかと思うんですけども、そこを無断欠席されたといった状況は、いわゆる報酬の支給はどうなるのかと、そういった御確認かと思うんですけども、今回の件については結論から申し上げますと、例えば、1定例会丸々欠席するといった形の取扱いにはなるんですが、その翌月からの報酬は支給されます。

つまり、すいません、御説明のやり方が申し訳ないんですけども、拘束期間を含めず、1定例会全ての委員会と本会議を欠席した場合、無断欠席した場合には、翌月から報酬を不支給にするんですが、今回の件は、初日本会議の部分で拘束されておりますので、その後の委員会、本会議を欠席されていたとしても、1定例会丸々欠席したという取扱いにはならないと、不支給となる欠席をしたという取扱いにはなりませんので、翌月も支給となります。

その方が、例えば次の4定の初日から最終日まで全て無断欠席したといった場合に、丸々1定例会を欠席したという取扱いになりますので、4定の最終日の翌月から不支給といった形になります。なので、それは、例えば、今、初日のお話をしましたけれども、様々なシミュレーションがあると思います。例えば、本会議初日、無断欠席しました。そこから身柄を拘束されて、常任・特別委員会に出れませんでした。その後、身柄の拘束が解けて、本会議最終日に無断欠席しましたといった場合も同様で、1定例会の全ての本会議、常任・特別委員会を欠席したという取扱いにはなりません。結果的には欠席なんですけれども、不支給の該当要件に当たって欠席したということにはならないので、翌月は支給といった形になります。

そういった取扱いでございます。以上でございます。

○甚野ゆずる議員　そうですよね。そういうことなんだなというのを今確認をさせていただきました。

だから、そういうとき、ただ、これはいろいろなケースをシミュレーションしても、ちょっと言葉は悪いんですけど、きりが無いというか、ということはあるのかなとは思っています。ただ、今のケースだと、今おっしゃられたようなケースだとすれば、そこはやはり不支給にすべきじゃないかという気はするんですけど、感覚的には、感情

的にはするんですけれども、ただ、今の御説明を伺うと、そこまでといういろいろなパターンのシミュレーションをしてしまうと、条例として盛り込めないのかなという判断をいたしますので、概要については、先ほど申し上げたように了承させていただきたいと思います。

最後、もう1点だけ、疑問点ということで確認させてください。前回の参考2-1のケースで、1定からは出席をされたというときに、報酬の支給日はいつになるのか、その点だけ。

つまり、例えば前回の参考2-1でいうと、1定の初日の本会議から出席しましたというときは、いわゆる通常の報酬支給日はもう過ぎているわけですが、この場合、支給日はいつになるのか、この点だけ確認させてください。

○事務局次長 その場合には、出席を確認した日から支給の手続に入りますので、2月分については、もちろん当初報酬の支給日については支給せずに、出席を確認した以降に、その月分の報酬を支給するといった手続になります。

以上でございます。

○二瓶文隆議員 私たちの会派も、大筋で、この概要で了承いたしますけれども、文言の細かい話なのかもしれませんが、先ほど起訴の話が出ましたが、基本的には、ここで出ている被疑者とか被告人というのは、被疑者というのは、逮捕されたら被疑者で、起訴されると被告人という言い方をするわけですから、そもそも被告人となったことは起訴されているということなんですけど、あと、不起訴の場合と無罪判決の場合は、遡って支給停止処分の期間を支給するとなっているんですが、これって不起訴でも無罪判決でも勾留期間というのは消えないわけなんですけど、それでもその分は、要するに、議会に出てこれない期間なわけですよね、それは。

結果としては、それが不起訴でも起訴猶予なのか、全くの不起訴でもうなかったことなのか、無罪ははっきりとしていますけれども、例えば裁判で無罪となると、これはもし最高裁まで争うと、2年、3年の話になって、そこまでやって3年前の支給を停止した分を払うという形になるのか、そこら辺、どうお考えですか。

○事務局次長 御質問ありがとうございます。そこは改めて事務局としても確認をさせていただきたいと思います。

我々の今の立てつけとしては、今の二瓶議員からのお話の内容から踏まえたと、何年後かになっても遡って、身柄を拘束されていて我々として報酬を停止している部分については、無罪であったら支給するといった形で考えておりますが、今、御指摘のとおり、様々報酬の停止の期間は、それで何年後までいいのかだとか、その辺の考え方ももちろんあるかと思しますので、そこは我々としても再度確認をさせていただきたいと思いますが、我々の今の立てつけとしては、あくまで、その期間のものは保留しているといった状況ですので、こちらについては支給をするといった形でございます。

○二瓶文隆議員　ありがとうございます。あくまでも、逮捕・拘留という刑事事件に絡んだことに対するペナルティーとしての支給停止ということであって、これは例えば病欠で同じように議会を休むケースもあると思うんですが、そのケースになるということですね。支給されるということというのは、不起訴だったり無罪だったということは、あくまで休んでいた、出席できなかった期間は、ペナルティーとしてじゃなくて、あくまでも病欠扱いみたいな形になるという認識なんですか。

○事務局次長　病欠扱いとなるという表現が正しいかどうかは別として、いわゆる御本人の責めに帰さない形で報酬が停止されているわけなので、そこについては無罪が確定した段階でお支払いするといった考え方でございます。

以上でございます。

○さんのへあや議員　無所属議員も、事務局案の条例改正に関しては、ほぼほぼ、おおむね賛成です。

何点か論点整理のために確認させていただきたいのが、この案は、もう既に外部有識者の方には御相談済みであるのでしょうか。

○事務局次長　まだ外部有識者のほうにはお見せしておりません。今後、ある程度まとまった段階で、条例の改正の案を出す前に、一度、外部有識者のほうには御意見をいただきたいとは考えてございます。

以上でございます。

○さんのへあや議員　リーガルチェックの観点からもどういった御意見が出るのかというのは、ぜひ御報告いただければなと思っております。

2の場合の有罪となった場合は、繰り返しとなりますが、支給停止となった分はもう戻ってこない、そのままということですね。かしこまりました。

あと、政務活動費の部分は別の扱いになるということだったんですけども、不支給となった場合は、同じように不支給とするのは当然かなとは思われるんですが、そのことも今後、話し合われるという認識でよろしいですか。

○事務局次長　　まずは、報酬の部分について御協議いただくということで御協議いただいています。政務活動費の部分については、もちろん必要に応じて、協議が必要だということであれば、そのまま引き続き、皆様のほうに御協議の検討の内容として上げていただくのかどうかを含めて、御検討いただくものかと考えております。

以上でございます。

○山本香代子会長　　ほかによろしいですか。

いろいろ御意見、また、事務局で確認しなきゃいけない事項はありますけども、これは、ほぼほぼ皆さんよろしいということであれば、この条例改正案で御了承いただけるということによろしいですか。事務局には文書係と、また有識者の方と、しっかりまたチェックをしながらやっていただきたいと思います。この全体のことはこれで、よろしいということ。分かりました。

そうしましたら、これから文書係とまた調整に入っていただきたいと思います。

じゃあ、予定としては、次回なんですけども、10月7日の金曜日、条例改正案をまた、今のチェックするところも含めてお示しできる見込みなのですが、10月7日、予定を組んでおいてください。

次回は10月7日、時間的にはまた、午後1時でよろしいですか。この日なんかあったんだよね。一応、10月7日の金曜日、午後1時ということで決めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、本件を終了いたします。

◎協議事項2 その他

○山本香代子会長　　協議事項2「その他」を議題といたします。

何かございますか。

○大嵩崎かおり議員 前回、今後、議員アンケートを取っていくということなんですけれども、1つは何を目的にするのかということがはっきりしなかったので、何を目的として議員アンケートを取るのかということと、それから、項目はこれからということだったんですけど、目的がはっきりしないと項目なんかも決まっていけないと思うんですけども、それについては、どういうふうにしていくおつもりですか。

○事務局次長 目的なんですけれども、今、事務局として想定しているのが、今回のあっせん収賄容疑といったところもございまして、これは結局、議員と理事者の関わり合いから生じた疑念であるといったところもございまして、そういった理事者との関わり、今、現状、議員の皆さんがどういう関わり方をしているのかであるとか、あるいは、業者に対してどういう関わりをしているのか、そういったところを中心に項目立てをさせていただいて、御回答いただいて、それに基づいて、こういう接し方をしているというのが意見として総意が出たけれども、それに対して、それを防ぐとか、防ぐというのをおかしいですけども、それはあくまで、どういう回答をいただくか分からないけれども、そういった関わり合いの中で、どういう関わり合いが一番適切なのかだとか、そういったところを今後、御検討いただく基となる資料として御活用いただけたらと考えておりますが、具体的な各項目の部分につきましては、今後、事務局のほうで作成次第、議長のほうに御確認いただいた上、各会派のほうに、質問のほうの案をお示しさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○大嵩崎かおり議員 行政のほうも部課長にアンケート等を取っていると聞いていますけれども、その内容というのは、どういった中身なのか分かりますか。

○事務局次長 理事者側のアンケートなので、私のほうでどこまでお答えできるかどうかというのもありますけれども、具体的な内容については、私のほうでは、今、この場では申し上げられないんですけども、ただ、こういった今後の不正防止のために、今、現状どうなっているのか、ある意味、接し方だとかどういう状況にあるのかというのを、各管理職としての状況を確認しているものという認識でおります。

以上でございます。

○大嵩崎かおり議員 今後、項目についてもどうしていくのかという、だから今回の

事件の全容がなかなかまだ分からないというところもあるんですけども、今、マスコミでも問題になっているのは、議員の働きかけ、不当な圧力があつたのではないかということだとか、また、そこから漏らしてはいけない入札情報を引き出したということが問題になっていて、数日前の新聞報道では、榎本議員が業者のリストまで渡して、どの業者がどの仕事を取りたいかという、そういうリストを渡していたというような、そんな報道もされているんですね。

だから、もうそれは本当に明らかにやってはいけないことだと思うんですけども、私たちは区民からいろいろな御相談も受けて、例えば今、理事者に対してどういう状況に、保育園の入園状況がどうなっているのかとか、いろいろ困っていることを理事者に直接、なかなか住民の皆さんがお伝えできないことを直接お伝えして、それで何か改善策はないかということで、そういう生活相談もやるわけですけども、だから本当に、そういう点では、私たち自身も住民の代表として、議員として活動していて萎縮してはいけないと思いますけれども、その違法性のところだとか、今後、だから、このアンケートを取ってどういうふうに反映していくのかというのは、なかなか難しいところがあるかとは思いますが、実態がどういう現状になっているのかというのを把握するという意味では、アンケートも意味はあるのかなとは思いますが、項目なんかも協議していければと思います。

○事務局長　まずは、この検討会で一番先に着手したのは条例改正ということでございます。こちら、本定例会の中での改正を目指すということで、まず、これを先行してやらせていただいているということでございます。

3定の初日に決議いたしましたけれど、信頼回復に向けた対応をしていかなきゃいけないという中で、条例だけではもちろんございませんので、このようなことをどうやったら防ぐことができるのか、そういったことを今後、検討する中の一つの材料として、今、アンケートのほうを準備してございます。

アンケートの項目については、今、事務局で中身を詰めているところでございますので、固まり次第、できるだけ早い時期に、検討会の議員の先生方にはお示しさせていただきたいと思っています。

その上で、こういったことを起こさないためにはどうしたらいいのかということも

当然、この検討会の中で検討、協議していくことだと思いますので、こういうことはもうやってはいけないとか、議員活動して、このところは正当な議員活動でいいとか、そんなところをまとめて、特に入札関係について今回起こったことですので、来年度の準備契約が始まる前に、議会としても、入札に当たってはこういうことをしっかり申合せとして、各議員共通の認識でやっていくんだと、これはやっていいこと、これはやってはいけないこと、そんなところを一つ指針のようなものをお示しして、皆様で御協議いただけたらと今、思っていますので、そういうようにアンケートは使っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○山本香代子会長 我々議員は、行政とのパイプ役として、区民とか他の業者さんからいろいろな相談を受けます。当然そういったことに応えていきたいと思っておりますので、そういった形でいろいろ行政に対しても要望を出します。それがどこまではよくて、これ以上は駄目ですよというすみ分けというのが、当然、無理なことをお願い、無理難題をお願いすると、当然それはできませんとしっかりノーがきちんと言える、そういった我々が無理強いをしないといういい関係で、当然、区民や業者さんと、要望とか、また、そういった応援をする立場でもあるので、そういったところを、今は曖昧なところもあるんです。それで、今現状どうだったのかという、現状はどうか、そして、今後どういったところを注意して、そういった形で、区の職員との向き合い方も含めて、それをアンケート調査の結果を見て、それでみんな考えて、皆さんと一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかにございますか。

○甚野ゆずる議員 この検討会の議事録については、もうでき得る限り早期に、早いタイミングで公表していくという御説明をいただいているかと思うんですけども、今のお話にも出てきた、区の検討委員会のほうの内容については、かなり早いタイミングで、既に概要が区のホームページに公表されているという状況があると思うんです。

そういう意味で、議会のほうのこの検討会の内容というか、議事録という本当に精緻なものとして出来上がってから公表していくということを考えていくのか、もっと本当に、区の検討委員会の概要なんかを見ると、もう本当に粗々で出ていると思うん

ですけど、このレベル感でも先に出していくのか、その辺りについては、どういうふうに今の時点で考えていらっしゃるか、この点だけ確認しておきたいと思います。

○事務局次長　まず、1点目の議事録については、基本的には皆さんの御発言を全て、いわゆる委員会記録みたいな形の議事録をお出しすることを想定して、今、対応しております。

2点目なんですけれども、そちらの議事録は、やはり資料だけ先行して出してしまうと、資料だけが先走ってしまいますので、議事録とともに資料のほうはホームページのほうにアップしたいと考えておまして、今、議事録の準備が出来次第、早期にホームページのほうに、資料とともにアップをしたいと考えております。

まず、1回目の部分については、今、ちょうど議事録のほう、様々作成している段階でして、おおむね10日程度でアップできるかなと考えてございます。

以上でございます。

○山本香代子会長　ほかよろしいですか。いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎閉会の宣告

○山本香代子会長　以上で本件を終了し、本日の検討会を閉会いたします。

午前10時29分　閉会